

派遣先所属 宮城県保健福祉部震災援護室
氏 名 深井 健生 (ふかい たけお)
派遣期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の震災援護室は、東日本大震災で被災した方の生活を支援するため、震災後に設置されました。こうした成り立ちの組織であるため、他都道府県からの派遣職員が多く、北海道からの2名、千葉県からの2名、愛知県からの1名、埼玉県からの2名（私を含む）が、宮城県の職員と力を合わせて業務を行っています。

私は仮設住宅調整第二班に所属し、主に「みなし仮設住宅」に関する契約や入退居の管理業務にあたっています。

「みなし仮設住宅」とは、民間のアパートや公営住宅を、県が借り上げて被災者に提供する仕組みのことです。仮設住宅というと、「プレハブ仮設住宅」を思い浮かべる方が多いと思いますが、東日本大震災の被災地では、この「みなし仮設住宅」も「プレハブ仮設住宅」と同様に活用されています。



図 みなし仮設住宅の契約の枠組み

2 被災地の復旧・復興の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波によってたくさんの方が住む家を失い、避難所を経て仮設住宅に入居しました。宮城県内における仮設住宅の入居戸数は、最大時で47,861戸（うちみなし仮設住宅26,251戸）（平成24年4月時点）に上りました。

現在では、災害公営住宅への転居や防災集団移転による自宅の再建が進み、県内の入居戸数は782戸（うちみなし仮設住宅345戸）（平成30年9月時点）となっています。

国の方針では、宮城県内の仮設住宅は平成32年度までに全て解消されることになっています。しかし、戸数が少なくなったとはいえ、再建に課題を抱えている方も残されています。このため現場では、入居者ひとりひとりの実情に寄り添い、きめ細やかな支援を行うことが求められています。

3 被災地へ派遣となって感じたこと

日本国内で大きな災害が発生し、住宅に被害が出たというニュースがあると、直後に被災地の自治体から当室に電話があり、仮設住宅制度の立ち上げのノウハウの提供を求められるということが、平成30年度はたびたび起こりました。

こうしたとき宮城県では、資料を提供するだけでなく、制度立ち上げのための専門チームを現地に派遣するなど、惜しみない支援を行っています。このような手厚い対応の背景には、東日本大震災で受けた支援への恩返しであるという、職員たちの強い意志があります。

宮城県は、現在「震災復興計画」の最終段階に当たり、計画期間内に全ての事業を完了させ、復興を成し遂げるために邁進しているところです。そうした状況にあって、宮城県が他自治体から支援を受けるだけでなく、他の被災自治体の支援もしているということは、多くの方に知っていただきたいことです。



写真 宮城県行政庁舎18階展望室（東側）からの眺め ビル群の奥に遠く海が見える。